

議に提出され、決定及び申合せをみ、協議会の名称は「公用文改善協議会」と決定された。

六月十一日 「官廳の用字用語をやさしくすることについて」（五月三十一日の次官會議申合せ）が、閣議に報告された。

六月十五日 「公用文改善協議会設置について」並びに「公用文改善協議会の調査審議事項の実施について」が、閣議に提出され、決定及び了解をみた  
 六月二十一日 五月三十一日の次官會議で申合せをみた、官廳の用字・用語をやさしくすることについて」が、「改編公文用語の手びき」として、閣甲第二五五号をもつて、総理廳官房総務課から、各省廳に通達された。

## ローマ字調査会

（昭二三・一〇・一二）

主管 教科書局 國語課

### ローマ字調査会規程

（昭二三・一〇・一二大臣裁定）

第一條 ローマ字調査会は、文部大臣の所轄とし、ローマ字による國語の書き表わし方に関する事項を調査審議する。調査会は、前項の調査審議の結果を文部大臣に報告し、及び文部大臣の諮問した事項について答申するものとする。

第二條 調査会は、委員四十人以内で組織する。

特別の事項を調査審議するため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

第三條 委員は、政治、學術、教育、文化、実業、勤勞等の各界における學識經驗のある者の中から文部大臣が命じ、又は委嘱する。

臨時委員は、學識經驗のある者の中から調査会の承認を得て、文部大臣が命じ又は委嘱する。

第四條 臨時委員は、特別の事項の調査審議が終つたときは、退任するものとする。

第五條 調査会に、委員の互選による委員長及び副委員長各一人を置く。委員長及び副委員長の任期は一年とする。

第六條 調査会に専門の事項を調査させるために専門調査員を置くことができる。専門調査員は學識經驗のある者の中から調査会の承認を得て、文部大臣が命じ又は委嘱する。

第七條 委員長は、会務を総理する。

副委員長は、委員長を補佐し、委員長が欠けたとき、又は委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

第八條 調査会は、文部大臣に対し、文部大臣又は文部部内職員が調査会に出席して説明することを求めることができる。

文部大臣及び文部部内職員は、調査会に出席して意見を述べることができる。

第九條 調査会の會議は原則として公開する。

第十條 調査会は必要がある場合には、一般の意見を聞くために、公聴会を開く。

第十一條 調査会に幹事を置く。

幹事は関係各官廳の官吏の中から、文部大臣が命じ又は委嘱する。

幹事は、委員長の指揮を受けて、庶務を整理する。

第十二條 調査会に書記を置く。

書記は関係各官廳の官吏の中から、文部大臣が命じ又は委嘱する。

書記は、委員長及び幹事の指揮を受けて庶務に従事する。

### ローマ字調査会議事規則

第一條 會議は、委員長が招集する。

第二條 委員長は會議の議長となり、議事を整理する。

第三條 委員長は、調査会にはかり質疑、討論その他の発言について時間を制限することができる。

第四條 會議は、委員長委員及び臨時委員を合わせて、その半数以上が出席しなければ開くことができない。但し、あらかじめ特に議決を経たときはこの限りでない。

第五條 議席は、「あいうえお」順とする。

第六條 発言しようとするものは、議長の許可を受けなければならない。

第七條 議事は、出席の委員及び臨時委員の過半数で決定する。

可否同数のときは、議長が決定する。

第八條 採決は、挙手又は、起立によつて決定する。但し、議決によつて記名投票又は無記名投票によることが出来る。

第九條 調査会に、必要があるときは、主査委員会を設けることができる。

主査委員は、委員及び臨時委員の中から、委員長が会議にはかつて指名する。

第十條 主査委員は、互選によつて主査委員長を設ける。

主査委員長は、審査の経過及び結果を会議に報告しなければならない。

主査委員会の議事についてはこの規則を準用する。

第十一條 専門調査員は、総会、又は、主査委員会に出席して、その担当の事項について意見を述べることが出来る。

第十二條 この規定に定めていない事項については、会議にはかつて委員長が定める。

ローマ字調査会委員名簿 (昭二四・三・一四現在)

委員長

東京都教育委員

山崎匡輔

副委員長

東京大学教授

宮沢俊義

委員

日本図書館協会理事

秋岡梧郎

國語審議会会長

安藤正次

日本映画連合会事務局長

池田信義

國語協合理事

石黒修治

文部次官

伊藤藤日出登

井上眼科病院長

井上達二

日本放送協会編成局演出部長

宇田道夫

元京城大学理学部長

大塚明郎

日本交通公社教習所長

香月善次

東京商科大学予科教授

亀井孝

日本タイムズ社主筆兼編集総長

河合一雄

日本学士院会員

金田一京助

國際文化振興会翻譯課長

桑原信

時事新報社副主筆	紺野四郎
都立第五女子高等学校教諭	式田次雄
科学研究所研究員	田口柳三郎
元東京外國語学校教授	千葉葉勉
中京新聞社社長兼主筆	千葉雄次郎
日本キリスト教團總主事兼教師部長	友井楨
言語文化研究所理事長	長沼直兄
共同通信社編集総務	萩原忠三
東京大学助教	服部四郎
日本出版協会海外課長	花島克巳
成城高等学校講師	平井昌夫
日本放送協会専務理事	古垣鉄郎
澁谷区廣尾小学校教諭	前田靜夫
カナモジカイ常務理事	松坂忠則
文部省社会教育局調査員	村岡花子
日本民主主義文化連盟教育部長	物部長興

幹事

東京商工会議所專務理事

吉阪俊藏

新潮社「銀河」編集長

吉田甲子太郎

岩波書店「世界」編集長

吉野源三郎

文部省學校教育局中等教育課長

北岡健二

同 初等教育課長

坂元彦太郎

同 教科書局教材研究課長

青木誠四郎

同 國語課長

釘本久春

同 文部事務官

細井房夫

同

松尾拾

書記

文部事務官

高木博

同

天沼寧

同

福田安男

## ローマ字調査会の発足まで

文部省教科書局國語課ローマ字調査係

(昭二三・一〇・二六)

### 一、ローマ字教育協議会

昭和二十二年四月から、全国の小学校ならびに新制中学校で、ローマ字教育が実施されることになつたが、これにさきだつて、ローマ字教育を実施にするついでいろいろの対策を協議するため、昭和二十一年六月、文部省に「ローマ字教育協議会」が設置されて、教育関係者、学者、ローマ字研究家、放送・出版関係者などにお集りを願ひ、同年十月まで慎重に審議を重ねた結果、「ローマ字教育の指針」「ローマ字教育を行ふについての意見」をとりまとめ文部大臣に提出した(昭和二十一年十月二十二日)当局はこれに基いてその実施方法を慎重に検討した結果「國民学校におけるローマ字教育実施要項」(註「備考(一)」この要項における國民学校とは、來年度から新学制が実施される場合には、小学校および新制中学校をさすのである)を決定、発表し(昭和二十二年一月二十日)これによつて、昭和二十二年度からローマ字教育が実施されているのである。

ローマ字教育協議会の「ローマ字教育を行ふについての意見」のうちに、「ローマ字の表記法」(特につづり方)については、別冊『ローマ字教育の指針』に示す方式をとるが、更に適當の機関を設け、学術上・教育上および實際生活上から研究を進め、改善をはかられたきこと」とあり、ま

た、一九四六年（昭和二十一年）にわが國を訪れたアメリカの教育使節團の報告書の「國語の改革」の章に、「一、ある形のローマ字はぜひとも一般に採用すること。二、選ぶべき特殊の形のローマ字は、日本の學者教育權威者および政治家より成る委員会が、これを決定すること（以下省略）」とあるのに基いて、当局は公正な機關を設けて、ローマ字に関する諸種の問題について調査審議をすることとなつたが、これには相当の日時を要するので、昭和二十二年度におけるローマ字教育については、文部省当局談に「従つて、この要項はさしあたり昭和二十二年度に実施すべき点について定めたものであり、その実施の成果を基礎として更に昭和二十三年度からの計画を考えていきたいと思ひます。」とあるとおり、ひとまず暫定的の処置によつて実施することとなつたのである。

## 二、ローマ字調査委員会準備會

以上のようにローマ字による國語の書きあらわし方、また、小・中学校におけるローマ字教育については、まだまだ検討を加え、改善をしなければならぬ点がたくさんにある。たとえば、つづり方の問題にしても、ローマ字教育の方針や方法にしても、まだ研究を要する点が少くないのであつて当局は、これらの問題についてすみやかに根本的解決をはかり、本格的なローマ字教育を一日も早く実施することが、刻下の急務であると考え、昨年四月以降「ローマ字調査委員会」（仮称）の設置を準備しつつあつた。

この委員会は社会各方面の權威者をもうらした民主的な構成であるようにし、あくまでも、中正

な性格をもち公正妥当な結論を得るために、現在わが國を代表する各職域・各団体の權威者・代表者等の協力のもとに、委員選出の方法・範圍、また、委員会運営の方法などについての隔意のない意見をきき、それにしたがつて委員会を設置するために、委員会の発足にさきだつて、ローマ字調査委員会準備会を開くこととした。

準備会は、ローマ字研究家・言語関係者・報道関係者・官界等の權威者・代表者にお集りを願ひ昨年暮から今年の初めにかけて下記の通り四回開いた。

第一回 昭和二十二年十二月五日（金）

第二回 昭和二十二年十二月十一日（木）（第一回小委員会）

第三回 昭和二十三年一月二十二日（木）（第二回小委員会）

第四回 昭和二十三年一月二十九日（木）

このうち、第一回および第四回は總會であり第二回および第三回は小委員会である。

準備会の経過概要は次のとおりである。すなわち、第一回の準備会において、当局からローマ字教育の実施にいたるまでのいきさつ、委員会設置の必要、準備会開催の必要と目的ならびに使命などについて説明をして後座長を定め種々質疑應答を重ねた結果、委員の選出は、現在わが國の文化を代表するような團體をできるだけたくさん選んで、それを委員の推薦母体とすることを決定し、推薦の具体的方法ならびに人員配当などのこまかい点は小委員会を設けて検討することを決定し、

小委員会を構成する小委員の人選は座長一任となつた。

準備小委員会 昭和二十二年十二月十一日、第一回小委員会において、推薦母体、推薦の具体的方法、人員配当などを決定し、それにしたがつて当局は政治、学術、教育、文化、実業、勤労等の各職域団体の代表者に対して、「識者の御意見・御研究などを十分に考慮検討して、ローマ字による國語の書きあらし方ならびにローマ字教育に関する調査研究につき遺憾なきを期したい」から「貴団体におかれて、こうした問題について、もつとも適當と思われる方々を当局の参考までに」知らせられたい旨の依頼状をおくり、これに対する各方面からの回答に基いて、第二回小委員会において慎重に選考した結果、委員の候補者につきいちおうの成案を得ることができた。なお、臨時委員の選考、委員会の運営などのことについては、委員会が本格的に発足してのち、委員会自身が決定すべきことなどを議決した。ついで本年一月二十九日第四回準備会を開き、小委員会で得た決論を報告し、慎重な検討、質疑應答を重ねて委員候補者についての最後案をまとめた。また、官制については各方面との折衝の関係上、多少の字句の修正はあるかも知れないが、趣旨は変更しないという了解のもとに、当局に一任し、議事規則は委員会自身がつくることなどを定め、最後に下記の決議を行つて準備会は、その使命を遺憾なく果して解散した。

ローマ字調査委員会準備会決議。

本準備会はローマ字問題の重要性にかんがみ、本問題に関する公正にして權威ある委員会を構成

するための案を得ることに努めてきたが、ここに決論を得た。ついでには本準備会の意見を基礎としてローマ字調査委員会がすみやかに設置され、中正妥当な結論が得られるように希望する。

### 三、ローマ字調査会

準備会終了後当局としては、その決議に基いて、一日もすみやかに「ローマ字調査委員会」（仮称）を本格的に発足させるために、必要な準備をととのえつつあつたのであるが、政令による委員会を設置するための根拠となる「各省設置法」の制定施行をみないために、いたづらに日を送ることになつたのである。しかしながらローマ字に関する調査・審議は一日もゆるがせにすることができないといふことがらであるので、この際ひとまず政令によらず大臣裁定による調査会を設置することとし、将来、根拠法規の制定されたあかつきには政令によるものにきりかえる予定をもつて「ローマ字調査会」という名称のもとに出発することとなつたのである。

## 学術用語調査会（昭二四・一・五）

主管 科學教育局 科學資料課

### 学術用語調査会規程

（昭二四・一・五官報）

#### 文部省訓令第一号

学術用語調査会規程を次のように定める。

昭和二十四年一月五日

文部大臣 下 條 康 廣